

令和8年度 中井町結婚新生活支援事業補助金 Q&A

補助対象者

Q1：どのような方が補助対象となりますか？

A：令和8年1月1日から令和9年2月26日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦が対象です。

※令和9年3月中に婚姻届を提出される夫婦は、地域防災課地域活動支援班までご相談ください。

補助対象経費・補助額

Q2：補助対象となる経費は？

A：住宅取得費、住宅賃借費、引っ越し費用及び住宅リフォーム費用となります。

【住宅取得費用】

住宅の工事費用及び購入費用

【住宅賃借費用】

家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

【リフォーム費用】

住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

【引越費用】

引越業者又は運送業者へ支払った引越費用

Q3：補助対象となる期間は？

A：令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に支払った費用となります。

Q4：申請期間は？

A：令和8年4月1日から令和9年2月26日まで

※申請前に必ず地域防災課地域活動支援班へご連絡ください。

Q5：補助額は？

A：上限 30 万円

※夫婦のいずれもが 29 歳以下の場合は、上限 60 万円となります。

補助要件

Q6：補助を受ける場合の条件は？

A：次の要件を満たす場合に補助対象となります。

①夫婦の総所得が 500 万円未満であること。

※夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合には、所得額から年間の返還額を控除して算出することができます。

②婚姻日において、夫婦双方の年齢が 39 歳以下であること。

③下記の講座を受講していること

- ・ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - ・プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ・医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - ・共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講
- ※動画視聴による受講も可能です。

④申請日において、夫婦双方又は一方が本町の住民基本台帳に記録されており、かつ、住民基本台帳に記録されている住所が補助対象となる住宅の所在地となっていること。

⑤他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

⑥過去にこの要綱に基づく補助を受けていないこと。

⑦過去に下記補助金を受けていないこと

- ・中井町移住・定住推進事業補助金
- ・中井町空き家活用推進補助金
- ・類似の国等による補助金

⑧市区町村民税に滞納がないこと。

⑨新婚世帯に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員がないこと。

Q7：申請日時点で、夫婦双方が中井町に住んでいるものの、住民登録は他の自治体のままですが補助対象となりますか？

A：対象外です。申請日において、夫婦双方又は一方の住民登録の住所が補助対象となる住宅の所在地となっている必要があります。

補助対象経費に関する事項

Q8：住宅取得費用のうち補助対象とならない経費は？

A：土地購入費用、住宅ローン手数料は、対象外となります。

Q9：住宅のリフォーム費用のうち補助対象とならない経費は？

A：倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については、対象外です。

Q10：住宅賃借費用のうち補助対象とならない経費は？

A：駐車場代、清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、保険料、契約一時金、保証金については、対象外です。

※領収書（内訳書）に費目の記載がない場合は、対象外となります。

Q11：引越費用は、どのような費用が対象となるのか？

A：引越業者や運送業者を利用して行った、新居への移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費用は対象外となります。

※不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用等は対象外です。

Q12：婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となるか？

A：いずれの場合も対象となります。ただし、補助対象となるのは、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を機とした同居開始後に生じた費用に、また婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、原則婚姻後に生じた費用が対象となります。

※婚姻を機とした同居開始日は、賃貸借契約書（夫婦の氏名が記載されているもの）の契約日とします。

Q13：勤務先から住居手当が支給されているが補助対象となるか？

A：勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給手当相当額は補助対象外となります。

※住宅手当の支給状況を確認するため、「住宅手当支給証明書（第2号様式）」又は給与明細書をご提出いただきます。

Q14：住居の契約名義人が申請者本人でない場合は補助対象になるか？

A：夫婦どちらかの名義となっていれば補助対象です。

Q15：再婚であるが補助対象となるか？

A：補助対象です。ただし、夫婦の一方又は双方が本補助金による支給を過去に受けたことがある場合（他の地方自治体での補助を含む。）は補助の対象外となります。

その他

Q16：令和9年3月に婚姻する予定で、申請期間内に交付申請を行うことができませんが、補助を受けることはできますか？

A：補助金の交付を受ける資格があると認定された場合に、次年度に交付申請することができます。

※詳しくは、地域防災課地域活動支援班へご相談ください。

Q17：補助上限額に達しない場合、残額は補助されますか？

A：家賃等の経費を申請するにあたり、事業実施期間内に補助上限額に達しない場合（補助上限額に達するまでに年度をまたぐ場合）は、補助金を受給した年度の次年度に限り、上限額の残額分を継続して補助します。

※詳しくは、地域防災課地域活動支援班へご相談ください。

問い合わせ先

中井町役場 地域防災課 地域活動支援班

電話 0465-81-1110 (直通)

メール chiiki@town.nakai.kanagawa.jp